|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | ＪＲ総連大阪府協 |

**１．統一要求方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | | | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | 【正規労働者】  １　格差是正、一律の賃金引き上げと労働諸条件の改善をめざす。  ２　定昇をはじめとする賃金制度を守り、実質賃金の確保と生活改善に向けて、ベースアップ要求を  　掲げて統一闘争を実現する。具体的内容は以下のとおり。   1. ＪＲ各単組をはじめ、定昇（賃金カーブ維持分）の算定が可能な組合   ア　定昇（賃金カーブ維持分）を確保する。  イ　消費税増税や社会保障費の負担増はもとより、生活維持・改善分「12,000円」を統一ベア  　　要求とする。  ウ　格差是正・実損回復分は必要に応じて各単組で設定する。  　(2) 定昇（賃金カーブ維持分）の算定が困難な組合  ア　「16,500円」（定昇・賃金カーブ維持分を含む）とする。  イ　格差是正・実損回復分は必要に応じて各単組で設定する。  　(3) 賃金制度が未整備の労連加盟単組は、賃金制度の確立と整備に取り組む。  　(4) 社員間の競争をあおる人事・賃金制度の改悪に反対し、賃金諸制度の改善に取り組む。  　(5) 人材確保の観点からも初任給の引き上げをめざす。  【非正規労働者】  １　ＪＲグループで働く非正規労働者の正社員化並びに待遇改善と組織化をめざす。  　(1)「誰もが時間給1,200円」をめざす。 | | １　36協定の適切な締結と長時間労働の撲滅並びに豊かな働き方の実現  　(1)「安全・健康・ゆとり」ある労働環境を実現し、ワーク・ライフ・バランスの推進、コンプライアンスの徹底を図る観点  から、不払い残業の撲滅など労働時間管理の適正化と36協定の遵守、労働時間短縮、年休・休日労働の改善、割増率の  引き上げに取り組む。  　(2)36協定をはじめ法令・労働協約遵守に向け、職場実態を総点検する。  　(3)連合の「年間総実労働時間1,800時間」をめざした「連合1,800時間モデル」の当面5年間の方針を参考に、次の目標の  　　 達成に向け努力する。  　　　ア　年間所定労働時間2,000時間を上回る企業をなくす。  　　　イ　年次有給休暇の初年度付与日数を15日以上とする。  　　　ウ　時間外労働等の割増率が法定割増率と同水準にとどまっている企業をなくす。  　　　エ　すべての組合員の時間外労働（休日労働を含む）を1か月45時間以下に抑えることを基本とし、少なくとも過労死  　　　　　につながる1か月100時間または2か月160時間を超える長時間労働を根絶する。  　(4)「ワーク・ライフ・バランス社会の実現」に向け取り組む。  　　　ア　特別条項付36協定の適切な上限設定や適用にあたっての事前労使協議、勤務間インターバル規制（原則11時間）  導入をめざす。  　　　イ　ＪＲグループにおける月60時間を超える割増賃金率は50%以上に引き上げる。  　(5)ジェンダー平等・多様性を尊重するとともに、男女間格差是正の取り組みを継続する。併せて、あらゆるハラスメント  対策と差別禁止に関する取り組みを強化する。  　(6)育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備に取り組む。  ２　安全で働きがいのある職場環境の確立と年休が取得できる適正要員の確保をめざす。  (1)安全で働きがいのある職場環境の確立に向け、職場実態を点検する。  (2)年次有給休暇の完全取得をめざし、労使協議等を通じて適正要員の配置を求める。  (3)従業員50人未満の事業場においても安全衛生委員会等の設置を求める。  (4)高年齢者雇用の改善の取り組みを進める。  　　ア　65歳定年制をめざす。  　　イ　60歳以上の賃金・労働条件の改善をめざす。  　　ウ　55歳以上の在職条件の改善をめざす。  　　エ　労働災害防止の観点から、高齢者が安心して安全に働ける職場環境の整備・改善に取り組む。  　　オ　退職年齢引き上げに伴う在職条件の低下を許さず改善を求める。 |
| 一　時　金　関　連 | 春闘交渉時 | ・月例賃金の引き上げ、年収確保の観点も含め一時金の維持・向上を図る。 |
| 季別交渉時 | 【夏季・年末】単組ごとに設定 |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 原則として2月中 | ヤマ場は3月12日～15日とする。  　・3月12日～15日：第1先行組合回答ゾーン（ＪＲ５単組）  ・3月18日～22日：第2先行組合回答ゾーン（５連協、各労連）  　・3月25日以降 :上記以外の単組・労連 | ― |
| 夏季 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 |
| 年末 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 | 単組ごとに設定 |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。